

「かごしま明治維新博関連事業」取扱要領

1 趣旨

明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、平成30年の明治維新150周年を契機として、オール鹿児島で官民一体となって鹿児島を活性化するため、「かごしま明治維新博関連事業」（以下「関連事業」という。）を募集します。

「かごしま明治維新博」とは

平成30年の明治維新150周年を契機に、明治維新の礎、近代産業の魁といった、歴史・文化遺産などを活かして実施する、①鹿児島にしかない魅力を広く県内外に情報発信する各種プロモーションやイベント、②魅力的なまちづくり、③機運の醸成・情報発信、④教育・人材育成、などのさまざまな取組。

2 目的

「かごしま明治維新博」の開催趣旨に賛同する企業・団体等が実施する事業について、「かごしま明治維新博」関連事業として、実行委員会と主催者等が相互にPRすることにより、明治維新150周年の機運醸成や情報発信を加速化することを目的とします。

3 対象事業

（1）開催期間

平成29年4月～平成31年3月

（2）主催者（実施主体）

県、市町村、各種企業・団体、個人 等

（3）要件

「4 実施基準」のとおり

（4）その他

実施する事業については、以下の①～⑤に該当するものを、幅広く対象とします。

① 鹿児島にしかない魅力を広く県内外に情報発信する各種プロモーションやイベント

（トークショー、ウォークラリー、フェスティバル 等）

② 魅力的なまちづくり

（ゆかりの地の整備、歴史・観光施設等の常設展示のリニューアル 等）

- ③ 機運の醸成・情報発信
(観光パンフレットの作成, ホームページやSNSの活用 等)
- ④ 教育・人材育成
(地域リーダーの育成, まち歩きガイドの育成 等)
- ⑤ その他

4 実施基準

(1) 次のいずれかに該当する事業とします。

- ア 明治維新150周年を契機に, 歴史や文化遺産などを活かして行うものであり, 鹿児島を活性化するために効果的と認められる事業
- イ 「かごしま明治維新博」展開の趣旨に賛同し, 国又は地方公共団体の後援・共催を得ている, 若しくは得る見込みのある事業

(2) ただし, 次のいずれかに該当する場合は届出を受理しないものとします。

- ア 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- イ 「かごしま明治維新博」の品位を害するおそれがあると認められる場合
- ウ 第三者の利益を害すると認められる場合
- エ 特定の個人, 政党, 宗教団体を支援し, 又は支援するおそれがあると認められる場合
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が実施する場合
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において暴力団という。)もしくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施する場合
- キ 私的な利益を追求しようとするおそれがあると認められる場合
- ク 一般の人に公開されない場合
- コ その他実行委員会委員長が別に定める要件に該当しない場合

5 届出手続

- (1) 主催者は, 当該事業の実施前に関連事業届出書(様式1)を実行委員会へ提出するものとします。
- (2) 実行委員会委員長は, 前項に規定する関連事業届出書が提出された場合には, その内容を審査の上, 適当と認めるときは, これを受理します。
- (3) 平成29年5月2日付け「『かごしま明治維新博』関連事業に係る情報提供について(依頼)」にて回答いただいたものについては, 届出があったものとみなします。

6 届出受理後の広報

(1) 主催者は、関連事業について可能な範囲で以下の広報をするものとします。

ア ポスター、パンフレット、チラシ等において、「かごしま明治維新博」の名義等を記述する。

イ ホームページ等において、「かごしま明治維新博」開催等に関する情報を掲載する。

ウ 関連事業の実施会場において、「かごしま明治維新博」の開催等に関する情報のアナウンスや各イベントの広報物（実行委員会から提供）の展示等を行う。

(2) 実行委員会は、関連事業について以下の広報をします。

ア 「かごしま明治維新博」ホームページに、関連事業として掲載する。

イ 実行委員会が作成するパンフレット等に、関連事業として掲載する。

7 注意事項

主催者は、関連事業について、次に掲げる事項を遵守していただきます。

(1) 事業内容等を変更する場合は、速やかに申し出ること

(2) 事業に要する経費は、すべて主催者の負担で行うこと

(関連事業への助成金はありません)

(3) 事業実施に必要な許認可等は、主催者の責任で処理すること

(4) 事故等が発生した場合は、主催者の責任で解決すること

(5) 関連事業届出書受理後に、「4実施基準の(1)」に反する事項がある又は上記

(1)～(4)が遵守されないと実行委員会が認めたときは、「かごしま明治維新博」の名義使用を差し止める場合があります。

8 申請書提出先・お問合せ先

明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会事務局

住所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

(鹿児島県庁明治維新150周年推進室内)

TEL：099-286-3057

FAX：099-286-5581

E-mail：meiji150@pref.kagoshima.lg.jp

【様式 1】

平成 年 月 日

「かごしま明治維新博」関連事業届出書

明治維新 150 周年記念プロジェクト実行委員会
委員長 三反園 訓 殿

申請代表者 住所
団体名
氏名 印

下記のとおり「かごしま明治維新博」関連事業として届け出ます。

記

タイトル	
実施期間	平成 年 月 日 () 時 分 から 平成 年 月 日 () 時 分 まで
会場	(住所: 〒)
屋内・屋外	屋内 ・ 屋外
開催時間	
分類	1 プロモーション・イベント 2 まちづくり 3 機運の醸成・情報発信 4 教育・人材育成 5 その他 ()
ホームページ 掲載用分類	1 学ぶ 2 遊ぶ 3 食べる 4 見る 5 聞く 6 その他 ()
PR文章 (120字以内)	
実施概要	

